

水源浄水場施設更新設計施工業務委託
公募型プロポーザル

募集要項

令和 7 年 9 月

刈谷市水資源部水道課

一 目 次

第 1	はじめに	1
第 2	本業務の概要	2
1	業務の目的	2
2	業務内容に関する事項	2
(1)	業務名称	2
(2)	公共施設等の管理者の名称	2
(3)	業務場所	3
(4)	事業方式	3
(5)	対象施設及び対象業務	3
第 3	対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	6
第 4	事業者の募集及び選定に関する事項	6
1	事業者の募集及び選定方法	6
(1)	参加資格確認	6
(2)	技術対話	6
(3)	プレゼンテーション及びヒアリングの実施	6
(4)	技術提案書の審査	6
2	プロポーザル参加資格要件	7
(1)	応募者の構成等	7
(2)	応募者の参加資格要件	7
(3)	応募参加資格確認基準日	1 1
(4)	プロポーザル参加者の失格	1 2
3	入札保証金	1 2
4	事業費等	1 2
第 5	事業者選定のスケジュール及び応募手続き等	1 2
1	募集及び選定のスケジュール	1 2
2	募集要項等に関する質問の受付及び回答公表	1 3
(1)	募集要項等に関する質問の受付	1 3
(2)	募集要項等に関する質問に対する回答の公表	1 4

3	応募の手続き	1 4
	(1) 参加表明書及び資格確認申請書等の受付	1 4
	(2) 応募資格審査結果の通知	1 4
	(3) 参加資格がないとされた者に対する理由の説明	1 5
	(4) 技術対話	1 5
	(5) 応募の辞退	1 5
	(6) 技術提案書の提出	1 6
	(7) 基礎審査及び基礎審査結果の通知	1 6
4	既存資料の提供及び現地調査	1 6
	(1) 既存資料の提供	1 6
	(2) 現地調査	1 7
第 6	事業者の選定	1 8
1	技術提案書の審査	1 8
2	提案書に関するヒアリング	1 8
3	優先交渉権者の決定	1 9
4	優先交渉権者を決定しない場合	1 9
5	選定結果の通知及び公表	1 9
6	契約手続き	1 9
	(1) 契約の締結	1 9
	(2) 契約を締結しない場合	1 9
	(3) 契約に要する費用の負担	2 0
	(4) 契約の保証金	2 0
	(5) 前払金	2 0
第 7	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	2 0
1	責任分担に関する基本的な考え方	2 0
2	予想されるリスクと責任分担	2 1
3	対象業務における要求水準	2 1
4	水道課による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング	2 1
	(1) モニタリングの内容	2 1
	(2) モニタリング費用の負担	2 1

第8	その他必要な事項	2 2
1	契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	2 2
2	業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項	2 2
	(1) 事業者の責めに帰すべき事由により	
	本業務の継続が困難となった場合	2 2
	(2) 水道課の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合	2 2
3	公正な応募の確保	2 3
4	応募にあたっての費用の負担	2 3
5	提出書類の取り扱い	2 3
	(1) 著作権	2 3
	(2) 提出書類の返却	2 3
6	特許権等	2 3
7	募集の中止等	2 3
8	本業務に係る情報の提供方法	2 4
9	本業務に関する問い合わせ先	2 4

第1 はじめに

刈谷市水道事業は、昭和32年7月に旧厚生省（現在の厚生労働省）から事業認可を受け、昭和35年4月より井ヶ谷町及び小垣江町の一部を除いた区域の約2,200世帯に給水を開始した。以後、浄水施設の建設や給水区域の拡張、給水人口の増加に伴う水需要の増加により、4期にわたる拡張と6回の変更を重ね、現在は第4期拡張2次変更事業（令和4年1月）に沿った事業運営を行っている。

一方で、市民の節水意識の向上や節水型機器の普及、大口使用者の地下水利用への転換等による水需要の減少、水道施設の経年化・耐震化対策に必要な投資需要の増大に起因する財源の不足、水道事業の管理・運営等に関する技術の継承等、水道事業を取り巻く環境は年々厳しくなっており、この解決策の1つとして官民連携手法が注目されている。官民連携手法の効果としては、包括委託・性能発注の採用による事業の効率化、民間事業者の人材活用による公共職員の補完等が挙げられる。

こうした中で、運用開始から約65年が経過しており、現行の設計基準に対して十分な耐震性強度が確保できていない水源浄水場を全面更新するにあたり、設計・施工を一括して行う民間事業者（以下、「事業者」という。）を公募型プロポーザル方式で選定する。これにより、事業者が有する技術力、ノウハウや創意工夫を最大限活用し、合理的かつ効率的な更新を行うことで、将来にわたって安心・安全な水を安定して供給し、刈谷市水道事業の持続的な経営を行うことを目的としている。

水源浄水場施設更新設計施工業務委託（以下「本業務」という。）を実施する事業者の選定を行うにあたり、本業務のプロポーザル募集要項（以下「募集要項」という。）を公表する。

本業務の基本方針

水源浄水場は、伏流水及び地下水を水源として浄水処理を行う市内唯一の浄水場であり、運用開始から約65年が経過、一部の構造物を除き、耐震性が不足している。また、機械・電気設備についても老朽化が進行しており、これらの更新が喫緊の課題となっている。

これらの課題を踏まえ、水源浄水場の全面更新を、設計・施工を一括して実施するDB方式とすることで、民間業者が有する技術力、ノウハウや創意工夫を最大限活用し、合理的かつ効率的な更新を行うと共に、安定的な事業運営の持続と経営の効率化を図っていくものとする。本業務の基本方針は以下のとおりとする。

安心・安全な水を供給できる浄水場

- 原水の水質変動等があっても、安心・安全な水を安定して供給することができる浄水場とすること。
- 整備対象施設は既存浄水場を稼働させたまま、隣接する用地に整備すること。
- 過去だけでなく、将来的に発生恐れがある水質リスクについても提案すること。
- 将来的に、管理棟の建て替えが想定されるため、それらを踏まえた施設配置を提案すること。

災害に強く、安定的に供給できる浄水場

- 建設予定地は、刈谷市水害ハザードマップより、浸水想定地域となっていることから、浸水対策を検討すること。
- 災害時等の緊急時においても必要な水の確保ができる施設とすること。
- 災害時等に、電力供給が停止した場合でも、24時間以上の稼働ができるようにすること。

次世代へつなぐ先進的な浄水場

- SDGs、カーボンニュートラル、DX等の新たな取組を踏まえ、ライフサイクルコスト低減の推進、ICT・IoT等の活用による情報の見える化、運用の合理化、省力化等の新技術等の導入についても提案すること。

第2 本業務の概要

1 業務の目的

業務の実施にあたっては、事業者が有する技術力、ノウハウ及び創意工夫を活用する設計施工業務の事業者選定を公募型プロポーザル方式で実施することにより、合理的かつ効率的な更新を行うとともに、将来にわたり安心・安全な水を安定して供給することを目的としている。

2 業務内容に関する事項

業務内容の詳細は、「**付属資料（1）要求水準書**」において示す。

（1）業務名称

水源浄水場施設更新設計施工業務委託

（2）公共施設等の管理者の名称

刈谷市水道事業 刈谷市長 稲垣 武

(3) 業務場所

刈谷市西境町

(4) 事業方式

本業務は、水源浄水場における施設の設計及び施工を一括して実施するD B (Design Build) 方式とする。

(5) 対象施設及び対象業務

ア 位置図

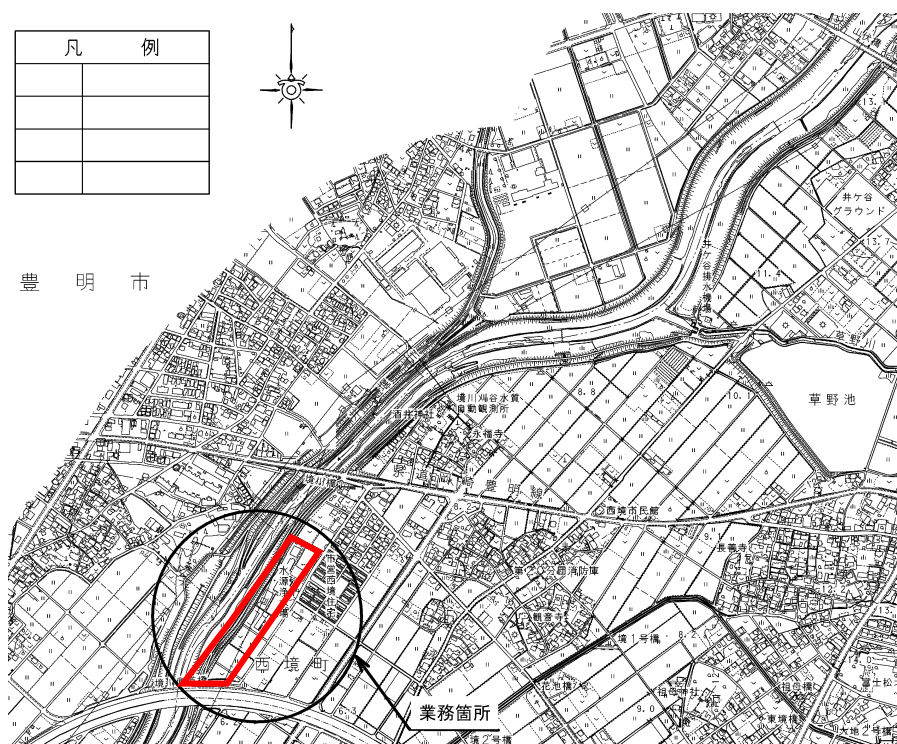


図1 水源浄水場の位置図

イ 事業概要

本業務の概要を表 1 に示す。

表 1 本業務の概要

項目	概要
運用開始	令和 13 年 4 月
施設能力	計画取水量：計 17,800m ³ /日 (深井戸 10,300m ³ /日、伏流水 7,500m ³ /日) 計画一日最大処理水量：17,800m ³ /日 計画一日最小処理水量：10,300m ³ /日
処理方式	事業者提案による
更新対象 施設	施設の構成は事業者提案による 例) 着水井、酸化槽、活性炭接触池、混和池（急速攪拌池）、フロック形成池、 薬品沈澱池、ろ過池、配水池、排水処理施設、薬品注入設備、電気計装設備、 送配水ポンプ施設、場内配管
継続使用 施設	管理棟、天日乾燥床 等

※管理棟（平成 2 年竣工）及び天日乾燥床（昭和 50 年～令和 4 年竣工）については、継続使用施設としているが、将来の更新スペースや維持管理の効率化を目的として配置計画や施設の構造、概算費用等の提案を求めるものとする。配置計画については、既存施設を撤去し、既存用地内を利用する案も認める。管理棟及び天日乾燥床に対する将来の配置計画や施設の構造の提案については評価対象とするが、概算費用については評価対象外とする。

ウ 対象業務

表 2 対象業務

対象業務		概要
調査	周辺環境調査	騒音及び振動、臭気、車両交通、家屋調査、周辺通行者状況、土壌汚染（資料の収集整理）、日照、地下水。
	測量調査	既存用地は中心線測量、縦断測量、横断測量、現地測量を水道課において実施済み（令和 4 年度 水源浄水場更新基本設計業務委託）。更新用地は、令和 7 年度末に用地測量結果を提供予定。その他設計・施工に必要な部分の追加測量。
	地質調査	水道課において実施済み（令和 4 年度 水源浄水場更新基本設計業務委託）。事業者提案の施設配置に伴い必要となる追加調査。
	試掘調査	工事に影響が考えられる埋設物位置確認のための調査。
	説明会等補助	住民説明会等の資料の作成及び説明会への出席、その他必要な補助・支援。
	その他	関係機関との協議に必要な資料の作成。
設計	基本設計	水道課の承諾を受けるため、対象施設に関する提案内容を具体化した図書を作成。
	詳細設計	水道課が承諾した基本設計内容をもとにした詳細設計。
	本事業に関わる各種申請書類等の補助	設計及び施工に必要な各種申請書類の作成、関係機関との協議。
施工	更新対象の建設工事	更新対象の土木及び建築施設、機械及び電気設備の建設工事。
	既存施設の整備工事	原則、既存浄水場の撤去は含まれない。ただし、更新対象の建設工事に伴い発生する既存施設の土木及び建築施設、機械及び電気設備の改良・移設・撤去・仮設工事等は対象とする。
	試運転、運転指導業務	事業者は試運転を行い、個々の設備および施設全体としての性能および機能を確認したうえで、既存浄水場との切替作業を実施すること。 事業者は、本事業で整備した施設、設備等の運転操作や保守点検等、施設の維持管理で必要となる運転管理マニュアルおよび保守点検マニュアル等を作成すること。なお、作成にあたっては、水道課の意見・要望を反映するため、市職員へのヒアリングを実施し、作成した運転管理マニュアル等を用いて市職員への運転指導等を行うこと。

エ 業務スケジュール

事業スケジュールは以下を予定している。

表 3 業務スケジュール（予定）

項目	予定時期
契約締結	令和 8 年 9 月下旬
設計及び建設の着手	令和 8 年 10 月
設計及び建設期間 （試運転調整を含む）	令和 8 年 10 月～令和 13 年 3 月 31 日
運用開始	令和 13 年 4 月

オ 遵守すべき関係法令等

事業者は、本業務を実施するにあたり必要とされる、関連法令（法律、政令、省令、条例、規則及びガイドライン等を含む。）等を遵守するものとする。

第3 対象施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

対象施設の立地条件等は、「**附属資料（1）要求水準書**」において示す。

第4 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の募集及び選定方法

事業者選定の手続きは、次のとおり実施する。

（1）参加資格確認

参加資格について、水道課が規定する資格要件を満たすことを確認する。

（2）技術対話

参加資格要件を満たすことを確認した応募者に対し、技術対話を行う。本技術対話は、水道課が求める要求水準について応募者の理解度を測り、それを深めることで応募者が水道課のニーズにあった技術提案書を提出することを目的として実施する。

（3）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

技術対話を踏まえて、応募者は具体的な業務の提案内容や提案価格等を取りまとめた提案書を提出する。

応募者から提案書が提出された後、プレゼンテーションを実施し、提案内容の正確な把握及び疑問点の確認のためにヒアリングを受ける。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは、「水源浄水場施設更新事業者選定委員会」（以下、「委員会」という。）において実施する。

（4）技術提案書の審査

委員会は、応募者から提出された提案書の記載内容について、水道課の定める要求水準との適合性、設計・施工計画の妥当性、確実性及び提案価格等から総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

2 プロポーザル参加資格要件

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等は次のとおりとする。

- ア 応募者は、単独企業（以下「応募企業」という。）又は複数の企業等により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。
- イ 応募グループを構成する企業数は任意とするが、本業務の実施に関して各々の構成企業（設計企業及び建設企業）が適切な役割を担う必要がある。また、応募グループは、構成企業の中から代表企業 1 社を定め、代表企業が入札参加資格の申請及び手続きを行う。
- ウ 応募グループは、参加表明書及び参加資格確認申請書（以下「参加資格確認申請書」という。）の提出時に、代表企業と構成企業の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。
- エ 代表企業の変更は認めない。ただし、水道課がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りではない。
- オ 参加資格確認申請書の提出後、参加の意思を表明した応募者の構成企業の変更は、原則として認めない。ただし、(3)イに該当する場合に限り、構成企業の変更を認めるものとする。
- カ 応募企業及び応募グループの構成企業は、他の応募グループの構成企業となることはできない。
- キ 応募者は、本業務を履行する目的で共同企業体（以下「設計建設 J V」という）を結成することができる。なお、必要であれば設計を担当する企業を構成企業に含めてもよい。また、設計建設 J Vにおいては、国土交通省通達「中小建設業の振興について」（昭和 37 年建設省発第 79 号）における結成方式（甲型・乙型）を指定しない。
- ク 応募者は、本工事の設計建設 J Vの構成企業に、積極的に刈谷市内に本社・本店がある企業（以下「地元企業」という）を活用するよう努めること。

(2) 応募者の参加資格要件

応募者は、対象施設の設計及び建設の各業務を行うものとして、以下の各項の要件を全て満たすこと。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務にあたる者を兼ねることができる。

ア 共通の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年度政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (イ) 刈谷市入札参加資格停止要領等に基づく指名停止等を受けていない者であること。
- (ウ) 刈谷市が行う調達契約等からの暴力団の排除に関する事務取扱要領に基づく入札参加除外措置を受けていないこと。
- (エ) 次の法律の規定による申立又は通告がなされていない者であること。
 - ①会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条及び改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更正手続開始の申立（ただし、更正手続開始の決定を受けている場合を除く。）
 - ②民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立（ただし、再生手続開始の決定を受けている場合を除く。）
- (オ) 消費税及び地方消費税に未納の税額がないこと。
- (カ) 国税及び地方税について未納がないこと。
- (キ) 本業務のプロポーザル支援業務受注者及びその関係会社（受注者の発行済み株式総数の 20%以上の株式を有し、又はその出資の 20%以上の出資をしているか、もしくは受注者の代表権を有する役員を兼ねている企業等）でないこと。
- (ク) 本業務の審査委員の所属する企業又はその企業の子会社又は親会社であるもの以外の者であること。

イ 応募グループに必要な要件

応募グループの少なくとも 1 社（代表企業又は構成企業）は、過去 10 年以内に、国内の水道事業に関する PPP 事業（DB 方式等の発注方式）において代表企業として参加した実績を有すること。

ウ 各業務の実施企業の資格要件

応募者は、本施設の設計及び施工の各業務を行うものとして、以下の（ア）～（イ）各項の要件を区分に応じ全て満たすこと。

(ア) 設計業務に関する事項

設計業務に携わる企業は、次の要件を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社がその要件を満たすこと。

- 刈谷市において令和6・7年度入札参加資格者名簿に登録されていること。
- 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- 国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規程に基づいて、建設コンサルタント登録簿に上水道及び工業用水道部門で登録を受けていること。
- 技術士（上下水道部門の上水道及び工業用水道の資格を有する者で、技術士法（昭和58年法律第25号）に定めるものをいう。）が1名以上在籍していること。
- 技術士法に定める技術士で電気・電子部門の資格を有する者が1名以上在籍していること。
- 過去10年以内に、国内において、施設能力10,000 m³/日以上を有する浄水場の詳細設計（新設又は更新とし、耐震補強は含まない）実績を有すること（設計施工一括発注の場合は、設計業務が完了していることが証明出来ればよいものとする。）

(イ) 建設工事に関する事項

建設工事に携わる企業（土木工事、建築工事、機械設備工事、電気工事）は、次の要件を満たすこと。なお、同一の業務を複数で行う場合は、少なくとも1社が次の要件をすべて満たすこととし、その他の企業についても地元企業は総合点数を、市外業者は経営事項審査の点数（P点）を満たすこと。

【共通】

- 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、土木建築工事企業は土木一式工事及び建築一式工事、水道施設工事企業は機械器具設置工事及び水道施設工事、電気工事企業は電気工事につき特定建設業の許可を受けていること。
- 建設業法に従い、監理技術者又は主任技術者を専任で配置すること。なお、参

加資格確認申請書の受付を行う日から起算して3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にあること。ただし、契約開始時に契約日の3ヶ月以上前から直接的な雇用関係にある者を新たに専任で配置することは可能とする。

【土木工事】

- 令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に「土木工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿「土木一式工事」の総合点数が1,000点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「土木一式工事」に係る経営事項審査の点数（P点）が1,500点以上であること。
- 過去10年以内に、国内において、施設能力10,000 m³/日以上を有する浄水場の土木工事（主要な浄水場構造物の新設又は更新）を施工し、引き渡した実績を有すること（土木工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成企業として出資比率が20%以上であるものに限る。）。

【建築工事】

- 令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に「建築工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿「建築一式工事」の総合点数が1,000点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「建築一式工事」に係る経営事項審査の点数（P点）が1,500点以上であること。

【機械設備工事】

- 令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に「機械器具設置工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和6・7年度刈谷市入札参加資格者名簿「機械器具設置工事」の総合点数が600点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「機械器具設置工事」に係る経営事項審査の点数（P点）が1,100点

以上であること。

- 過去 10 年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の機械設備工事（主要な浄水処理設備の新設又は全面更新）を施工し、引き渡した実績を有すること（機械設備工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成企業として出資比率が 20%以上であるものに限る。）。

【電気工事】

- 令和 6・7 年度刈谷市入札参加資格者名簿（建設工事）に「電気工事」として登録されていること。
- 地元企業については、令和 6・7 年度刈谷市入札参加資格者名簿「電気工事」の総合点数が 1,000 点以上であること。市外業者については、建設業法に規定する「電気工事」に係る経営事項審査の点数（P 点）が 1,500 点以上であること。
- 過去 10 年以内に、国内において、施設能力 10,000 m³/日以上を有する浄水場の電気工事（浄水場の集中監視及び計装設備一式等の新設又は全面更新）を施工し、引き渡した実績を有すること。（電気工事を他社と共同で履行した実績については、共同企業体の構成企業として出資比率が 20%以上であるものに限る。）。

（3）応募参加資格確認基準日

- ア 応募資格確認基準日は、応募資格確認申請書の提出期限の最終日とする。ただし、令和 6・7 年度刈谷市入札参加資格者名簿の登録については募集要項公表日前日を応募資格確認基準日とする。
- イ 応募参加資格確定基準日の翌日から技術提案書の提出までの間、応募者の構成企業が（2）の参加資格を欠くに至った場合など、当該応募者は公募型プロポーザルに参加することができない。ただし、参加資格審査を経た上で、（2）の資格要件に該当する構成企業と変更し参加することを認めるものとする。
- ウ 技術提案書の提出の翌日から優先交渉権者選定日までの間、応募者の構成企業が（2）の参加資格を欠くに至った場合、当該応募者を優先交渉権者選定の審査対象から除外する。

(4) プロポーザル参加者の失格

優先交渉権者決定までの間に、委員会の委員および市関係者に対し、事業者選定に関して自己に有利になる目的のために接触、働きかけ等を試みた者は失格とする。

3 入札保証金

入札保証金は免除する。

4 事業費等

業務限度額 14,500,000,000 円（消費税及び地方消費税に相当する金額を含む。）

ただし、本業務については、刈谷市議会による予算の成立を条件として締結するものであり、条件が不成立となったことにより、応募者に損害が生じても、本市は一切の責を負わないものとする。

賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更については、「**附属資料 (4) 契約書 (案)**」刈谷市設計施工業務委託契約条項に記載のとおりとする。

第5 事業者選定のスケジュール及び応募手続き等

1 募集及び選定のスケジュール

事業者の募集及び選定スケジュール（予定）は、次のとおりとする。

表 4 事業者の募集及び選定スケジュール（予定）

実施事項	日程
募集要項等の公表	令和 7 年 9 月 25 日（木）
募集要項等に関する質問の受付開始	令和 7 年 9 月 26 日（金）
募集要項等に関する質問の受付締切	令和 7 年 10 月 10 日（金）
募集要項等に関する質問に対する回答の公表	令和 7 年 10 月 31 日（金）
既存資料の提供及び現地調査	令和 7 年 10 月 1 日（水） ～ 令和 7 年 10 月 29 日（水）
参加表明書及び資格確認申請書の受付	令和 7 年 10 月 1 日（水） ～ 令和 7 年 11 月 5 日（水）
応募資格審査結果の通知	令和 7 年 11 月 14 日（金）
技術対話	令和 7 年 11 月 21 日（金） ～ 令和 7 年 12 月 5 日（金）
技術提案書の受付	令和 8 年 3 月 2 日（月） ～ 令和 8 年 3 月 27 日（金）
技術提案のプレゼンテーション	令和 8 年 7 月下旬
優先交渉権者選定・公表	令和 8 年 8 月上旬
契約の締結	令和 8 年 9 月下旬

※資格審査に関する書類の提出期間は、11 月 5 日を受付締切日とするが、水道課にて確認後に軽微な書類不備の修正を求められることがある。なお、書類の修正を求められた場合、最終的な資格審査に関する書類の提出締切日は 11 月 11 日とする。

2 募集要項等に関する質問の受付及び回答公表

（1）募集要項等に関する質問の受付

募集要項等に関する質問を、次のとおり受け付ける。

ア 提出書類

募集要項等に関する質問書（様式 I-1）

イ 受付期間

令和 7 年 9 月 26 日（金）から令和 7 年 10 月 10 日（金）午後 5 時まで

ウ 提出方法

質問の内容を簡潔にまとめ、募集要項等に関する質問書（様式 I-1）に記入の上、「第 8 9 本業務に関する問合せ先」に、電子メールで提出のこと。メールの件名の頭は【水源浄水場施設更新設計施工業務委託】とすること。その際の着信確認は送信者の責任において行うこと。

なお、ファイル形式は Microsoft Word 又はそれと互換性のある形式とし、PDF 等は不可とする。

(2) 募集要項等に関する質問に対する回答の公表

募集要項等に関する質問に対する回答は、令和7年10月31日（金）までに、水道課の本事業に係るホームページを通じて行うものとする。なお、回答に当たっては質問者を匿名化する。

3 応募の手続き

(1) 参加表明書及び資格確認申請書等の受付

応募者は、「第4 2 プロポーザル参加資格要件」に示した条件を満たしていることを証明するため必要な書類を下記のとおり提出すること。

なお、提出期限までに同書類を提出しない者及び参加資格がないと認められた者は、本プロポーザルに参加することができない。

ア 提出書類

「**附属資料 (3) 技術提案書作成要領及び様式集**」を参照すること。

イ 受付期間

令和7年10月1日（水）から令和7年11月5日（水）午後5時まで

ウ 提出方法

「第8 9 本業務に関する問合せ先」に持参すること。水道課は、提出された書類を確認した上で、軽微な不備の補正等、必要があると判断した場合は、補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。ただし、事業者の申し出による提出書類の修正は認めない。

なお、参加表明書及び資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求められた場合、最終的な資格審査に関する書類の提出締め切り日は11月11日（火）とする。

(2) 応募資格審査結果の通知

応募資格審査結果は、水道課から応募者（代表企業）に対して、令和7年11月14日（金）までに電子メール及び書面により通知する。

なお、応募資格審査結果の通知において、参加資格があると認められた者であっても、水道課に提出した書類や電子ファイル等に虚偽の記載をし、若しくは重要な事実について記載をしなかったことが判明した場合は、参加資格を取り消す。

(3) 参加資格がないとされた者に対する理由の説明

応募資格審査結果の通知により、参加資格がないとされた応募者は、水道課に対して参加資格の審査結果に関する説明の要求書（様式Ⅲ-1）により、説明を求めることができる。ただし、代表企業が提出を行うものとし、水道課は説明を求めた代表企業に対して、書面により回答する。

ア 提出書類

参加資格の確認結果に関する説明の要求書（様式Ⅲ-1）

イ 受付期間

令和7年11月17日（月）から令和7年11月21日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

「第8 9本業務に関する問合せ先」に、持参すること。

(4) 技術対話

水道課は、参加資格要件を満たすことを確認した応募者に対し、本項に示す手順により技術対話を実施する。

技術対話は、11月21日（金）から12月5日（金）までの期間に、応募者ごとに対面による質疑応答形式で行う。なお、技術対話は各応募者で1回まで実施を希望することができることとし、技術提案書作成時の不明点等について質疑応答を行う。

応募者の代表企業は技術対話を実施する最短希望日の7日前までに水道課に技術対話参加申込書（様式Ⅲ-2）及び事前質問書（様式Ⅲ-3）を提出すること。提出後、詳細な日時及び場所等については、水道課より代表企業に個別に通知する。

実施にあたり水道課は、他の応募者の提案内容、応募者数等の他者に関わる情報は一切提示しないものとする。

応募者側の出席者は構成企業ごとに3名まで可とするが、応募者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。なお、使用できる会議室の状況により人数及び日程調整を行うことがある。

(5) 応募の辞退

水道課より参加資格を有する旨の通知を受けた参加者が、参加を辞退する場合には、提案書類提出期限日時までに、参加辞退届（様式Ⅲ-4）を「第8 9本業務に関する問合せ先」

に持参により提出すること。

(6) 技術提案書の提出

水道課より参加資格を有する旨の通知を受けた応募者は、提案書類一式を次のとおり提出すること。

ア 提出書類

「**附属資料 (3) 技術提案書作成要領及び様式集**」を参照すること。

イ 受付期間

令和8年3月2日（月）から令和8年3月27日（金）午後5時まで

ウ 提出方法

「第8 9本業務に関する問合せ先」に、持参すること。水道課は、提出された書類を確認した上で、軽微な不備の補正等、必要があると判断した場合は、補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求めることがある。ただし、事業者の申し出による提出書類の修正は認めない。

なお、参加表明書及び資格確認申請書等の補正若しくは再提出又は追加書類の提出を求められた場合、最終的な資格審査に関する書類の提出締め切り日は4月3日（金）とする。

(7) 基礎審査及び基礎審査結果の通知

提出された提案書類について、要求水準書の項目を満足しているかを確認するため、基礎審査を行う。要求水準書の項目を満足していないことが確認された場合には失格とする。失格の場合のみ、プレゼンテーション及びヒアリング実施日までに代表企業に書面により通知する。

4 既存資料の提供及び現地調査

(1) 既存資料の提供

応募者に対して、本業務に関係する「令和4年度 水源浄水場更新基本設計業務委託」、用地測量結果及び既存施設の図面等の資料の提供を行う。提供した資料については、質問・意見は一切受け付けない。希望する応募者は、以下の手続きにより事前に申込みするものとする。

ア 実施期間

提供期間は、令和7年10月1日（水）から令和7年10月29日（水）まで

イ 資料の提供方法

資料の電子データを収納したCD又はDVDを提供する。その場で複製することは可能とするが、複製のためのノート PC 等の機器は応募者が準備すること。なお、一部電子データ化できない書類は、閲覧によるものとする。

ウ 申込方法

資料提供・現地調査申込書（様式Ⅰ-2）、資料提供及び現地調査に係る誓約書（様式Ⅰ-3）に必要事項を記入し、「第8 9本業務に関する問合せ先」に電子メールにより申し込むものとする。

電子メールの件名は「資料提供・現地調査申込み」とし、着信確認は送信者の責任において行うこと。なお、印鑑を捺印した原本を当日持参すること。

エ 申込期限

原則として、資料提供希望日の3日前（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

オ 留意事項

- 提供した資料において知り得た情報は、本業務に関する検討のみに使用するものとし、第三者に漏らさないものとする。
- 閲覧資料のコピー、持ち出しは不可とするが、閲覧場所でのデジタルカメラによる写真撮影は可とする。
- CD又はDVDからハードディスク等他のメディアに複製したデータはプレゼンテーション及びヒアリングまでに応募者の責任において確実に消去し、応募者以外の者にデータが渡ることがないようにデータの取り扱いには十分注意すること。
- 提供した資料は本プロポーザルの応募に使用する目的以外についての使用は一切認めない。

（2）現地調査

応募者に対して、現地調査の期間を設ける。希望するものは、所定の手続きにより事前に申込みを行うこと。現地調査は期間中3回まで希望することができる。なお、現地調査においては、質問・意見は受け付けない。

ア 実施期間

実施期間は、資料の提供と同様とする。

イ 実施場所

水源浄水場（刈谷市西境町 14 番地 1）

ウ 申込方法

申込方法は、資料の提供と同様とする。

エ 申込期限

申込期限は、資料の提供と同様とする

オ 留意事項

- 現地調査については、決められた時間内で調査可能とする。
- 参加人数については、企業ごとに 5 名までとする。
- 上記申込みにより許可を得た期日以外での現地への立入、調査は禁止とする。
- 希望日時によっては、複数の企業が同時での調査となる場合がある。

第 6 事業者の選定

1 技術提案書の審査

委員会は、「**附属資料（2）優先交渉権者選定基準**」に基づき、応募者の提案内容の評価を行い、優先交渉権者を選定する。

なお、委員会の委員の氏名は、非公表とする。

2 提案書に関するヒアリング

応募者から提案書が提出された後、応募者はプレゼンテーションを実施し、同時にヒアリングを受ける。

プレゼンテーション及びヒアリングは、提案書に基づく説明資料等により実施するものとし、追加提案は認めない。プレゼンテーションは、パワーポイント等を用いたスクリーンへの映写により行うものとする。なお、プレゼンテーション及びヒアリングの所要時間は、応募グループにつき 90 分程度（機器等の準備及び事務局説明 15 分、入札参加者によるプレゼンテーション 45 分、質疑応答 30 分）を想定する。

プレゼンテーション及びヒアリングは、表 4 に示す時期に開催するが、詳細な日時、場所及び内容等は事前に代表企業に通知する。

3 優先交渉権者の決定

水道課は、委員会による最優秀提案者の選定結果をもとに、優先交渉権者を決定する。

4 優先交渉権者を決定しない場合

事業者の募集及び優先交渉権者の決定の過程において、応募者がいない、あるいはいずれの応募者の提案によっても本業務を実施することが適当でないと判断された場合には、その旨を速やかに公表する。

5 選定結果の通知及び公表

水道課は、委員会における選定結果を取りまとめて、速やかに応募者に対して通知するとともに、刈谷市ホームページにて公表する。なお、選定結果についての問い合わせには応じない。

6 契約手続き

(1) 契約の締結

水道課は、優先交渉権者に選定された応募者と契約交渉を行い、これに基づき水道課と優先交渉権者との間で「**附属資料 (4) 契約書 (案)**」により委託業務契約（以下、「契約」という。）を締結する。

なお、優先交渉権者と契約を締結することができない事由が生じた場合は、次点交渉権者（優先交渉権者の次点となる応募者）と事業契約の締結に向けた交渉を行うものとする。

(2) 契約を締結しない場合

提案書の受付締切日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者の代表企業が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該優先交渉権者と契約を締結しない。この場合において、当該優先交渉権者は違約金として、落札金額の100分の1に相当する金額を水道課に支払わなければならない。

なお、提案書の受付締切日から契約締結日までの期間において、優先交渉権者の構成企業が次の各号に該当する場合については、水道課が認める場合に限り当該構成企業を変更することができる。

- 刈谷市工事請負契約及び業務委託契約に係る指名停止等の設置要綱に基づく入札参加資格停止の措置を受けたとき又は同要綱別表に掲げる措置事由に該当したとき。

- 市が行う行政事務からの暴力団排除に関する要綱に掲げる措置要件に該当し、入札参加排除措置を受けたとき。
- 建設業法第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による営業停止の処分を受け、水道課と契約を締結できないとき。
- 建設業法第 29 条の規定による許可の取消処分を受けたとき。
- 事業者の財務状況が著しく悪化しており、その結果、本事業の実施が困難と合理的に認められる場合。

なお、優先交渉権者決定の通知日の翌日から事業契約締結までの間、優先交渉権者の構成企業がプロポーザル参加資格を欠くに至った場合、水道課は優先交渉権者と契約を締結しない場合がある。

(3) 契約に要する費用の負担

契約に要する費用は、全て優先交渉権者の負担とする。

また、契約締結までに、労働災害補償保険に加入したことを証する所管の労働基準監督署の受付印のある「労働保険概算、増加概算、確定保険料申告書任意」を提出すること。なお、加入していない場合は、その理由を書面により提出すること。

(4) 契約の保証金

契約に係る契約保証金は、設計及び工事請負契約金額の 100 分の 10 以上の額又はこれに代わる担保を契約保証金として水道課に納める。

契約保証金の詳細は「**附属資料 (4) 契約書 (案)**」による。

(5) 前払金

前払金については、「**附属資料 (4) 契約書 (案)**」に基づき行う。

第 7 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

1 責任分担に関する基本的な考え方

本業務においては、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針」(平成 12 年総理府公示第 11 号)に示された「想定されるリスクをできる限り明確化した上で、リスクを最もよく管理することができる者が当該リスクを分担する。」

との考えに基づきリスクを分担する。リスクを最もよく管理することができる者とは、業務を担う当事者であると考えられることから、水道課が行う業務に係るリスクは水道課が負担し、事業者が担う業務に係るリスクは事業者が負担することを原則とする。ただし、不可抗力等の当事者の責に帰すことのできないリスクについては、この限りでない。

2 予想されるリスクと責任分担

水道課と事業者との責任分担の詳細については、「**附属資料（4）契約書（案）**」において定めるものとする。

3 対象業務における要求水準

本業務及び本業務の対象施設に要求する性能等の水準は、「**附属資料（1）要求水準書**」に示す。

4 水道課による事業の実施状況及びサービス水準のモニタリング

（1）モニタリングの内容

事業者は、水道課からの求めに応じて、モニタリングのために必要な資料等を提出するものとする。

水道課は、事業者が行う設計業務及び施工業務等が水道課の定める要求水準に適合するものであるか確認を行う。

事業者が実施する設計業務及び建設業務等の水準が水道課で定める水準を下回ることが判明した場合、水道課は業務内容の改善を求める。事業者は水道課の改善要求に対し、自らの費用負担により改善措置を講ずるものとする。

（2）モニタリング費用の負担

モニタリングに係る費用のうち、水道課が実施するモニタリングに係る費用は水道課が負担する。

事業者自らが実施するセルフモニタリングに係る費用は、事業者の負担とする。

第8 その他必要な事項

1 契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

契約の解釈について疑義が生じた場合、水道課と事業者は誠意をもって協議するものとし、一定期間内に協議が整わない場合には、契約に規定する具体的措置を行うこととする。また、契約に関する紛争については、名古屋地方・家庭裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

2 業務の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本業務の履行が困難となった場合には、次の措置を講じることとし、詳細については事業契約において規定する。

(1) 事業者の責めに帰すべき事由により本業務の継続が困難となった場合

ア 水道課による是正勧告および契約解除

事業者の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となった場合又はその懸念が生じた場合、水道課は、事業者に対して、改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出と実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかった場合は、水道課は、契約を解除することができる。事業者が倒産した場合や財務状況が著しく悪化し、本業務の継続が困難と合理的に認められる場合、水道課は、事業契約を解除することができる。

イ 契約解除に伴う損害

アにおいて、水道課が契約を解除した場合、水道課は事業者に対し、これにより水道課に生じた損害の賠償を請求することができる。

(2) 水道課の責めに帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合

ア 事業者による契約解除

水道課の責に帰すべき事由により業務の継続が困難となった場合、事業者は契約を解除することができる。

イ 契約解除に伴う損害

アにおいて、事業者が契約を解除した場合、事業者は水道課に対し、これにより事業者に生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、本業務の参加手続きに要した費用については、損害賠償請求の対象としない。

ウ 水道課及び事業者の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった

場合

水道課および事業者は、契約に定める事由ごとに、その責任の所在に応じて適切に対応する。

3 公正な応募の確保

応募書類の提出にあたって、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

4 応募にあたっての費用の負担

応募にあたっての費用は、すべて応募者の負担とする。

5 提出書類の取り扱い

（1）著作権

応募者から提出された提案書の著作権は、応募者に帰属する。ただし、水道課が必要と認めるときには、応募者の承諾がある場合のみ、水道課は提案書の全部又は一部を無償で利用できるものとする。

（2）提出書類の返却

応募者から提出された書類は返却しない。

6 特許権等

提案のなかで特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護されている権利の対象となっている工事材料、施工方法等を使用することとしている場合、これらの使用により生じる責任は、原則として応募者が負うものとする。なお、これによって水道課が損失又は損害を被った場合は、当該応募者は、水道課に対して当該損失及び損害を補償及び賠償しなければならない。

7 募集の中止等

談合行為の疑い、不正又は不誠意な行為等によりプロポーザル募集を公正に執行できないと認められる場合、又は競争性を確保し得ないと認められる場合は、募集の延期、募集の中止等の対処を図る場合がある。

8 本業務に係る情報の提供方法

本業務に係る情報の提供は、本業務に係るホームページを通じて行う。

ホームページ URL

<https://www.city.kariya.lg.jp/sangyo/nyusatsu/puoposal/1020713.html>

9 本業務に関する問い合わせ先

本業務に関する問い合わせ先は、次のとおりとする。

刈谷市役所水資源部水道課工務係

TEL : 0566-62-1028 FAX : 0566-23-2087

電子メール suidou@city.kariya.lg.jp (送受信を電話で確認すること)